

旭川市史デジタルアーカイブ編集方針（素案）

I はじめに

旭川市ではこれまでに三度、市史の編集・刊行を行っている。最初は旭川区史として企画・編集し昭和6年に刊行した『旭川市史稿』（全2巻）、二度目は昭和34年から刊行した『旭川市史』（全7巻）、そして三度目が開村100年記念事業の一環として刊行した『新旭川市史』である。

この『新旭川市史』は、平成5年以降これまでに通史編4巻、史料編3巻、年表索引1巻の全8巻を発刊し、学識経験者等を集め、史実の研究や歴史叙述の編さんを重ねてきたが、この体制を維持するには財政や人材確保の面で課題が多く、平成24年度以降、現在に至るまで編さん作業は休止しており、戦後から現在までの史実が整理されないままとなっている。

また、これまでの書籍による市史は、閲覧するには購入するか図書館へ通う必要があるなど、活用が極めて限定的となっているほか、その内容も学術的・専門的であることから市民が身近に手に取るものとはなっていない。

旭川市制が施行されて以降、昭和、平成を経て令和の時代を迎えた今、今後の市史情報の発信は持続可能かつ時代に即した手法への転換が求められており、また、本市の歴史を後世に残し広く伝え、市民の地域への愛着や誇りを醸成することは、将来のまちづくりの創造、そして、まちの発展につながる欠くことのできない重要な取組である。

そのため、新たな課題認識を持ち、まちの歴史が将来にわたり持続的であるとともに、広く多くの人々が歴史に親しめることを目指し、デジタルアーカイブの手法に転換することとし、その編集について、基本的な方針を定めるものである。

II 市史デジタルアーカイブの目的

旭川市史デジタルアーカイブの目的は、次のとおりとする。

- 1 旭川市の歴史を整理するとともに史資料を保存し、後世へ継承する
- 2 旭川市民や旭川市に関わる人々に、愛着と誇りを醸成する
- 3 旭川市の魅力の向上を図る
- 4 旭川市の未来のまちづくりにつなげる

III 市史デジタルアーカイブ編集の基本方針

旭川市史デジタルアーカイブは、次の基本方針に基づき編集する。

- 1 対象とする年代は、先史から現代までとする。
- 2 年表は、昭和20年までの内容は既刊『新旭川市史』を参考に整理し、昭和21年以降の内容は公的な既存年表等をもとに出典を示しながら新たに史実を整理するほか、分類の設定や検索機能により利便性の向上を図る。

- 3 写真、地図、映像等の史資料は、図書館等が所蔵するもののほか、団体・企業・個人などから収集し、デジタルデータにして保存・公開する。
- 4 幅広い世代が利用しやすいよう、テキストは平易かつ簡潔に、画像等を多用するなど直感的な伝わりやすさを心がける。
- 5 市民参加の機会の確保に努め、市民等からの情報提供のほか、地域の研究者や教育機関との連携を図る。
- 6 旭川を形成する要素や特性、その過程を明らかにし、先人の功績を記録するなどして、市民にとって関心が高く、まちへの愛着につながるテーマを積極的に取り上げる。
- 7 歴史への関心や知識を持たない利用者の視点を持ち、興味が喚起されるような構成に努める。
- 8 様々な目的や世代の利用者からの意見や評価を参考に、適宜企画や構成を見直す。

IV 市史デジタルアーカイブの構成と内容

旭川市史デジタルアーカイブの構成と内容は、次のとおりとする。

1 基本的要素

(1) 年表

年表は『新旭川市史』を踏襲し、「政治・行政」、「産業・経済」、「社会・文化」、「道内・国内外」の分野に分け、各事項に出典を示す。

(2) 写真・地図・映像

写真や地図等の史資料のデジタルデータには、年代や内容等の説明のほか、所蔵や権利に関する情報を付記する。

(3) 書籍

既刊市史等の書籍をデジタルビューア化し、検索機能等により利便性を高める。

2 発展的要素

基本的要素のほか、人物に焦点を当てたもの、関係者等へのインタビューによるもの、教育現場に活用できるもの、高齢者に向けたもの、防災対策に関するものなどのコンテンツ化を進め、学識経験者や市民等から構成される検討会の意見等を踏まえながら、内容の拡充と魅力の向上を図る。

V 事業の推進

1 推進体制

市総務部総務課が実施主体となり、システム構築に当たってはデジタルアーカイブに関する専門的知識や経験を有する民間事業者への委託により行う。また、推進力を強化し事業を効果的に進めるため、教育委員会など庁内関連部局との連携体制を構築するほか、学識経験者等から成る懇談会等の助言を求めながら事業を推進する。

ただし、市の機構改革や事務分掌の見直し等により変更する場合がある。

(1) 実施主体

旭川市総務部総務課

進捗管理，事業者及び関係部局との調整，資料収集及び保管，史実の整理等

(2) 事業者

基本となるシステムの構築，各種コンテンツの制作

(3) 連携部局

ア 旭川市教育委員会

学校教育部（教育指導課 等）

学校教育現場における活用の検討

社会教育部（旭川市中央図書館，旭川市博物館 等）

史資料の所蔵・共有

イ その他，事業を推進していく上で関連する部局

(4) 懇談会等

旭川市史デジタルアーカイブ検討会

学識経験者，郷土研究者，学校関係者，公募市民等で構成する懇談会において，編集内容に関する意見交換を行うほか，実施主体への技術的な助言を行う。

2 推進期間

令和6年度に構築した昭和20年までの年表や写真・地図，既刊書籍等といった基本的要素をデジタルアーカイブシステムの基盤とし，令和7年度から令和9年度までの3年間に於いて，昭和21年から現代までの年表と史資料のデジタル化，主要コンテンツの整備を集中的に進め，令和10年度以降は原則前年度のできごとを中心に毎年更新していくものとする。

Ⅵ 将来の歴史研究へ向けて

(1) 原資料の保存

デジタル化を終えた写真・地図等の原資料を，劣化や紛失により失わないよう，適切に所蔵，保管する。

(2) 史資料の所在の整理

年表やデータベースを作成する際に収集した史資料の所在について，将来の探索が困難とならないよう，所蔵施設等と連携して情報整理に努める。

(3) 歴史情報に精通した人材の確保

史資料のみならず，学識経験者や研究者等の歴史情報に精通した人材や情報提供者等の把握に努める。